

第1章 保健医療計画の基本的事項

第1節 保健医療計画策定の趣旨

- 高齢化の進展や生活習慣病の急増などの疾病構造の変化、医療技術の進歩や県民の医療に対する意識の変化
- 医療従事者の確保や在宅医療の推進に向け、保健・医療・福祉の連携した取り組みが必要
- 4 疾病に精神疾患が追加され 5 疾病と、5 事業と並んで在宅医療についても医療連携体制の構築と、それぞれの現状・課題・対策を明確化
- 計画に基づき、行政と医療関係者が取り組み、その結果を検証し、新たな課題へ対応する政策循環につなげ、県民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる高知県を目指す。

第2節 計画の基本理念

- 県民、医療機関、関係団体の活動指針となる計画
- 県民誰もが安心して質の高い、切れ目のない医療を受けられる環境づくりを目指す。

第3節 計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間

第4節 関連する他の計画

日本一の健康長寿県構想

保 健

- 【健康づくりの推進】健康増進計画
- 【食育の推進】食育推進計画
- 【歯科保健対策の推進】歯と口の健康づくり基本計画
- 【自殺対策の推進】自殺対策行動計画

医 療

- 【医療提供体制の確保】保健医療計画
 - （がん対策の推進）がん対策推進計画
 - （周産期医療の体制整備）周産期医療体制整備計画
 - （へき地の医療対策）へき地保健医療計画
 - （災害時の医療救護）災害時医療救護計画
 - 【健康保持、医療の効率的な提供による医療費抑制】医療費適正化計画

福 ソ

- 【地域福祉の推進】地域福祉支援計画
- 【高齢者福祉対策・介護保険事業の推進】高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業支援計画
- 【地域ケアの体制整備】地域ケア体制整備構想

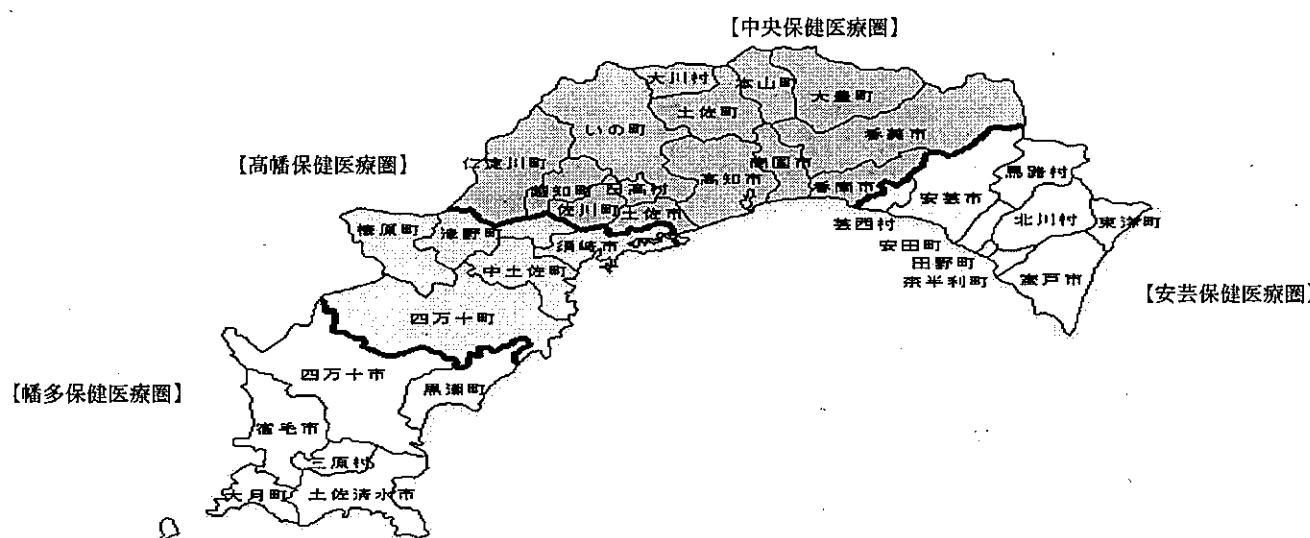
第2章 地域の現状

第1節 地勢と交通	●県面積 7,105 m ² km (全国第18位) ●森林面積の割合 84% (全国第1位) ●道路改良率 44.7% (全国平均以下) *交通弱者の通院が課題
第2節 人口構造	●総人口 764千人、昭和60年から減少が続いている平成47年には60万人を下回る見込み ●中央圏域へ人口 72.6%が集中 (高知市へ 44.9%集中) ●高齢者人口の割合 28.8% (全国第3位)、高齢者ひとり暮らし・高齢夫婦世帯の占める割合: 約6割
第3節 人口動態	●出生数 5,244人 (減少傾向が継続)、合計特殊出生率 1.39人 (横ばいに推移し全国並みを維持) ●死亡数 9,884人 (高齢化に伴い増加傾向)、年齢調整死亡率 (男性) 全国平均以上 (女性) 全国平均並み ●死亡原因 1位がん、2位心疾患、3位肺炎、4位脳血管疾患 *死因は感染症から生活習慣病へと変化 ●平均寿命 (男性) 78.9年: 全国平均以下 (女性) 86.6年: 全国平均並み
第4節 医療提供施設の状況	●病院数 (人口10万人対) 17.9施設 (全国 6.8) ●病院の病床数 (人口10万人対) 2,479床 (全国 1,244)、療養病床の割合 36.7% (全国 20.9%) ●一般診療所 (人口10万人対) 75.3施設 (全国 78.0)、病床数 (人口10万人対) 215.2床 (全国 106.9) ●歯科診療所 (人口10万人対) 47.5施設 (全国 53.4) ●薬局数 (人口10万人対) 52.7施設 (全国 41.4)
第5節 県民の受療動向	●受療率 (人口10万人対) 2,191人 (全国 1,090) ●平均在院日数 52.3日 (全国 32.5) 一般病床 23.6日 (全国 18.2)、精神病床 236.4日 (全国 301)、療養病床 198.8日 (全国 176.4) ●外来患者全体では、安芸圏域 17.2%、高幡圏域 21.1%、幡多圏域 3.0%の患者が中央へ流出 産科・産婦人科において、高幡圏域の患者の中央圏域での受療が多い ●入院患者全体では、安芸 43.0%、高幡 36.3%、幡多 8.9%の患者が中央へ流出 小児科、産科・産婦人科において、安芸圏域と高幡圏域の患者の中央圏域での受療が多い

第1節
保健医療圏

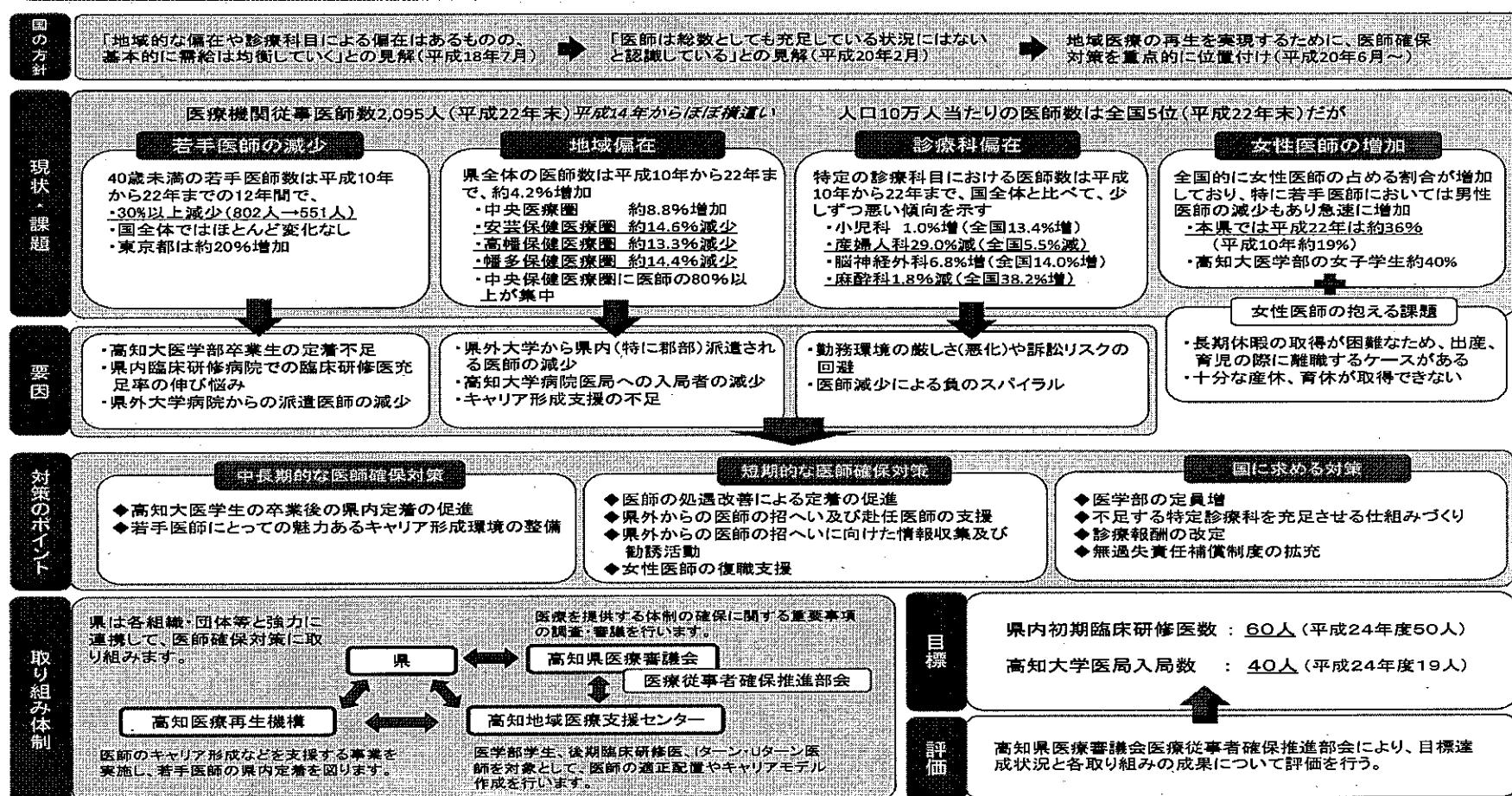
第3章 保健医療圏と基準病床

- 医療圏の見直しを行わない（現状維持）
- 人口 20万人未満、流入患者割合 20%未満・流出患者割合 20%以上の医療圏
 - 入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないため見直しが必要とされている。
- 見直しが必要とされる安芸保健医療圏と高幡保健医療圏の見直しを行わない理由
 - 南海大地震への対策において、災害時の救護体制を強化することが重要であり、この体制の変更は実態と大きくかけ離れる。
 - 2つ以上の既設圏域を合わせて1つの圏域とした場合、基幹病院へのアクセスが2時間以上かかる地域が相当数発生すると。
 - 安芸保健医療圏においては、地域の中核病院である県立病院が再編され、今後、医師の確保や診療体制の強化を図ることで地域医療が充実し、流出入院患者割合が減少することが期待される。



第4章 医療従事者の確保と資質の向上

第1節 医 师



第 2 節
歯科医師

- 歯科医師数（人口 10 万人対）62.1 人（全国 77.1 人）
- 障害児・者や要介護者に対する医療等に対応する研修を行い資質の向上を図る。
在宅歯科医療に従事できる人材育成と確保に努める。
(目標) 歯科医師数の現状維持を目指す

第 3 節
薬剤師

- 薬剤師数（人口 10 万人対）176.1 人（全国 154.3 人）、40 歳未満の割合 33.1%（全国 42.8%）
* 薬剤師の地域偏在が課題 ⇒ 中央医療圏以外は不足
在宅医療などのチーム医療の推進、セルフメディケーションや南海地震などの大規模災害時における被災者への支援など求められる役割の増大
- これまでの取り組みに加え、キャリア形成を後押しする勤務環境の改善等への支援を行うほか、新たに設置した災害薬事コーディネータの研修や訓練を実施
(目標) 40 歳未満の薬剤師数を直近の数値（H22：544 人）以上確保

第4節 看護職員

第1 看護師・准看護師

1 看護師等の就業状況

- 人口10万人あたりの就業看護師数：1,114.8人（全国1位）
就業准看護師数：564.6人（全国5位）
- 100床あたりの看護師等の数：48.2人（全国最下位）
●看護師等の約8割が中央医療圏に集中

2 養成状況

- 県内就職者の9割が中央保健医療圏に7割以上が高知市に就職
*他の地域では新卒者が確保しにくい

3 中山間地域及び急性期病院での人材確保

4 離職防止と潜在看護師等の活用

- 働きやすい環境の整備が必要

第2 助産師

1 助産師の就業状況

- 就業助産師数：103人（H16）⇒169人（H22）に増加
- 人口10万人あたりの就業助産師数
22.1人（全国28位）
- 出生千人あたりの就業助産師数30.6人（全国19位）
- 一次周産期医療を担う診療所勤務29人、
高次病院勤務117人⇒診療所、病院勤務が86.4%

2 助産師の養成状況

- 高知県立大学看護学部看護学科（助産師課程）←8名
- 高知大学大学院総合人間自然科学研究看護学専攻
(実践助産学課程) ←5名入学定員

*正常分娩介助を行う臨地実習施設確保が難しい

3 期待される役割の拡大

- 助産師外来・院内助産所等での専門性の活用
- 地域における助産師による支援の必要性が増大

第3 保健師

1 保健師の状況

- 人口10万人あたりの就業保健師数：57.3人（全国5位）で就業場所は市町村が過半数
- 年齢別では全体の46.1%が20代、30代
*中山間地域での保健師の確保が難しい

2 期待される役割の変化

- 新たな健康課題への対応
- 災害時に活動できる人材の育成

3 官民協働による業務の推進

- 行政機関と健診機関等の保健師の連携
- 介護保険や障害者福祉の充実のための官民協働した業務推進

現状と課題

対策

目標

1 次世代の育成と県内定着

- 看護フェア、ふれあい看護体験、「奨学金制度」PR、県内看護師等養成施設への支援

2 職場環境の整備と復職支援の取組

- 看護管理者研修、勤務環境改善相談・支援事業、院内保育の整備、再就職支援（ナースバンク事業、復職支援に向けた研修事業）

3 研修体制の充実

- 看護教員対象の研修、実習指導者講習会、新人看護研修の充実など

4 専門性の高い看護師等キャリア形成支援

県内の主な急性期病院や中山間地域等の医療機関で働く看護師等を一定数確保していることを目指す

奨学金貸与者の指定医療機関就業率57%⇒80%

1 助産師の確保

- 奨学金制度の継続
- 復職支援

2 助産師の資質の向上

- 周産期医療従事者研修事業の継続
- 継続的な新人研修システム構築に努め、計画的な現任教育の仕組みづくりを検討する

3 周産期におけるチーム医療の推進

- 院内助産所、助産師外来の開設促進等

奨学金貸与者の県内就職者数 7名⇒14名

1 保健師の人材確保

- 未就業保健師の把握や市町村への情報提供などにより、市町村保健師の確保を図る

2 行政機関に所属する保健師の人材育成

- 高知県保健師人材育成ガイドライン（H22策定）に基づく人材育成
- ジョブローテーションを進め、他分野と連携のとれた取組を推進
- 災害時にも活動できる人材の育成

3 関係団体と連携した人材育成

- 体系的に研修を実施

就業保健師数438人⇒454人

第 5 節

その他の保健医療従事者

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 PT114 人、OT57.3 人、ST22.5 人(人口 10 万人対)*いずれも全国平均以上
知識・技能向上を目指し研修を支援する。
- 管理栄養士・栄養士 管理栄養士 1 名未満の病院 15 病院、有床診療所の管理栄養士の配置率 18.6%
管理栄養士の需要動向の把握を行い、養成の在り方や人材確保について協議していく。
- 歯科衛生士・歯科技工士
歯科衛生士(人口 10 万人対) 116.2 人(全国 80.6 人) 歯科技工士(人口 10 万人対) 33 人(全国 27.7 人)
 - ・養成の在り方の検討
 - ・人材確保のため、県内外の大学等の関係機関と連携を図る。
- 医療ソーシャルワーカー 県内 240 名
医療ソーシャルワーカーの位置づけの明確化、大学における教育の充実などの環境整備の充実を目指す。

第 5 章 医療提供体制の充実

第 1 節

患者本位の医療の提供

- 医療に関する情報提供(患者が医療を自己決定できる情報提供)
 - ・インフォームド・コンセント(チョイス): 治療内容の分かりやすい説明
 - ・セカンドオピニオン: 医療の選択肢
 - ・こうち医療ネット: 医療情報の提供
- 医療の連携と情報化(病期に応じた切れ目のない医療提供)
 - ・かかりつけ医の普及(広報などによる県民への啓発)
 - ・医療連携のための情報共有の仕組み(地域連携クリニカルパス、医療情報ネットワーク)

第2節
医療の安全の確保

- 医療安全管理対策 (目標) 全福祉保健所に医療安全支援センターを設置
(目標) 全病院が医療メディエーションの研修へ参加するよう引き続き実施
- 医療関連感染対策に係るネットワークの構築: 平時における地域医療機関等の活動支援とアウトブレイク時の支援体制を確保するため、拠点病院や地域の医療機関等の参加によるネットワークを構築
(目標) 医療機関における院内感染対策を含めた地域全体の医療現場での医療関連感染対策のレベルアップを目指します。

第3節
薬局の役割

- かかりつけ薬局の普及や「お薬手帳」の活用、医薬分業の推進など、従来からの取り組みに加え、医薬連携・薬薬連携の推進や災害時における医薬品等の供給体制の構築
(目標) かかりつけ薬局を持っている人の割合を増やす
お薬手帳を持っている人の割合を増やす
院外処方せん発行率(医薬分業率)を全国平均に近づける

第4節
公的医療機関及び
社会医療法人の役割

- 公的医療機関 15 医療機関 (3,943 床) 5 疾病 5 事業に位置付けるそれぞれの機能を担う
「公立病院改革プラン」に基づく改革の取り組みを推進
- 社会医療法人: 社会医療法人近森会 (認定業務: 救急医療、災害医療)

第5節
地域医療支援病院の整備

- 地域医療病院: 近森病院、高知赤十字病院、高知医療センター
- 今後の整備方針
(安芸) 中核病院として機能強化を図り、病病連携・病診連携を図る
(幡多) 地域医療支援病院の承認も視野に入れ、地域の医療機関と更なる連携を推進する。

第6章 5 疾病の医療連携体制

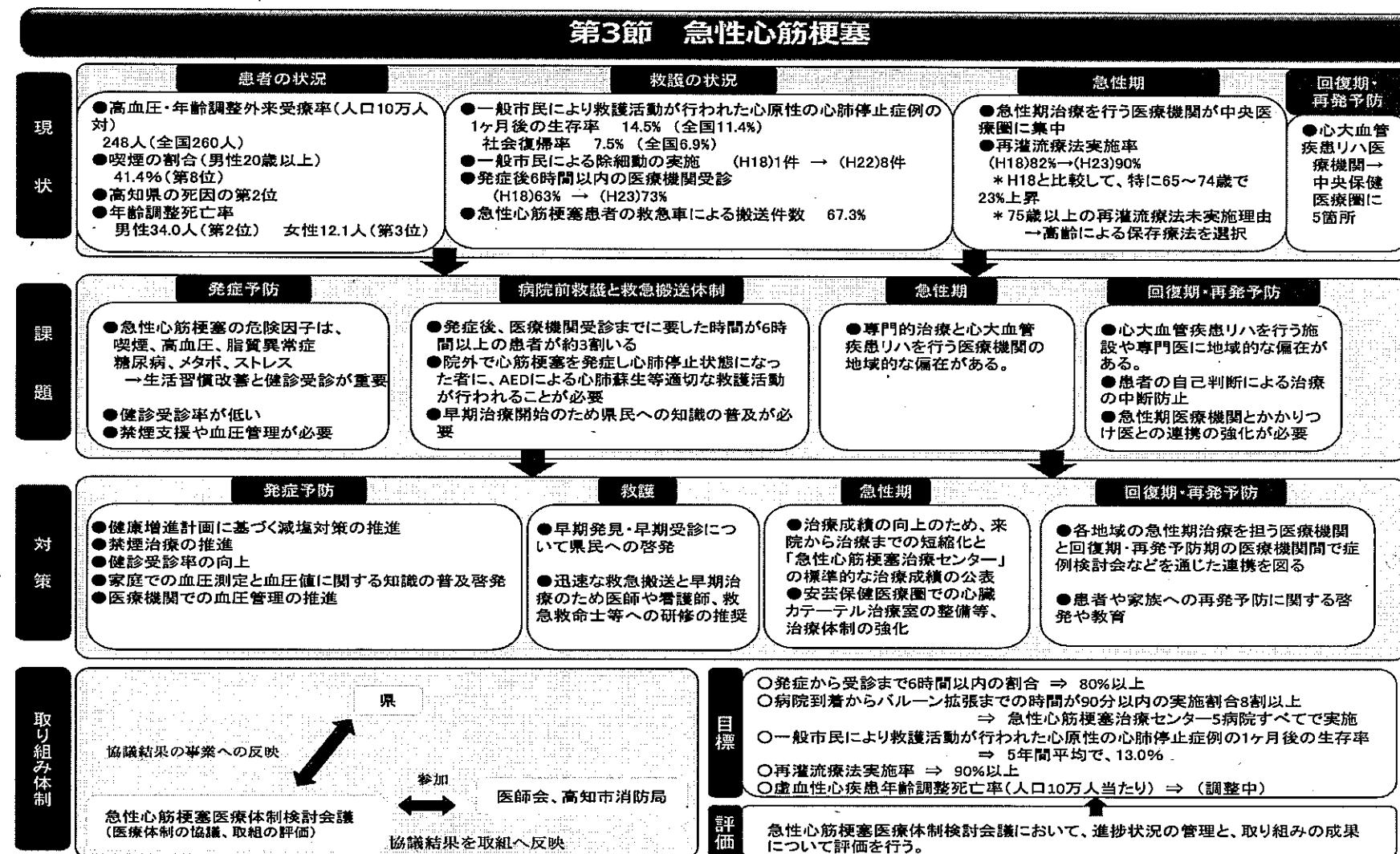
第1節 がん



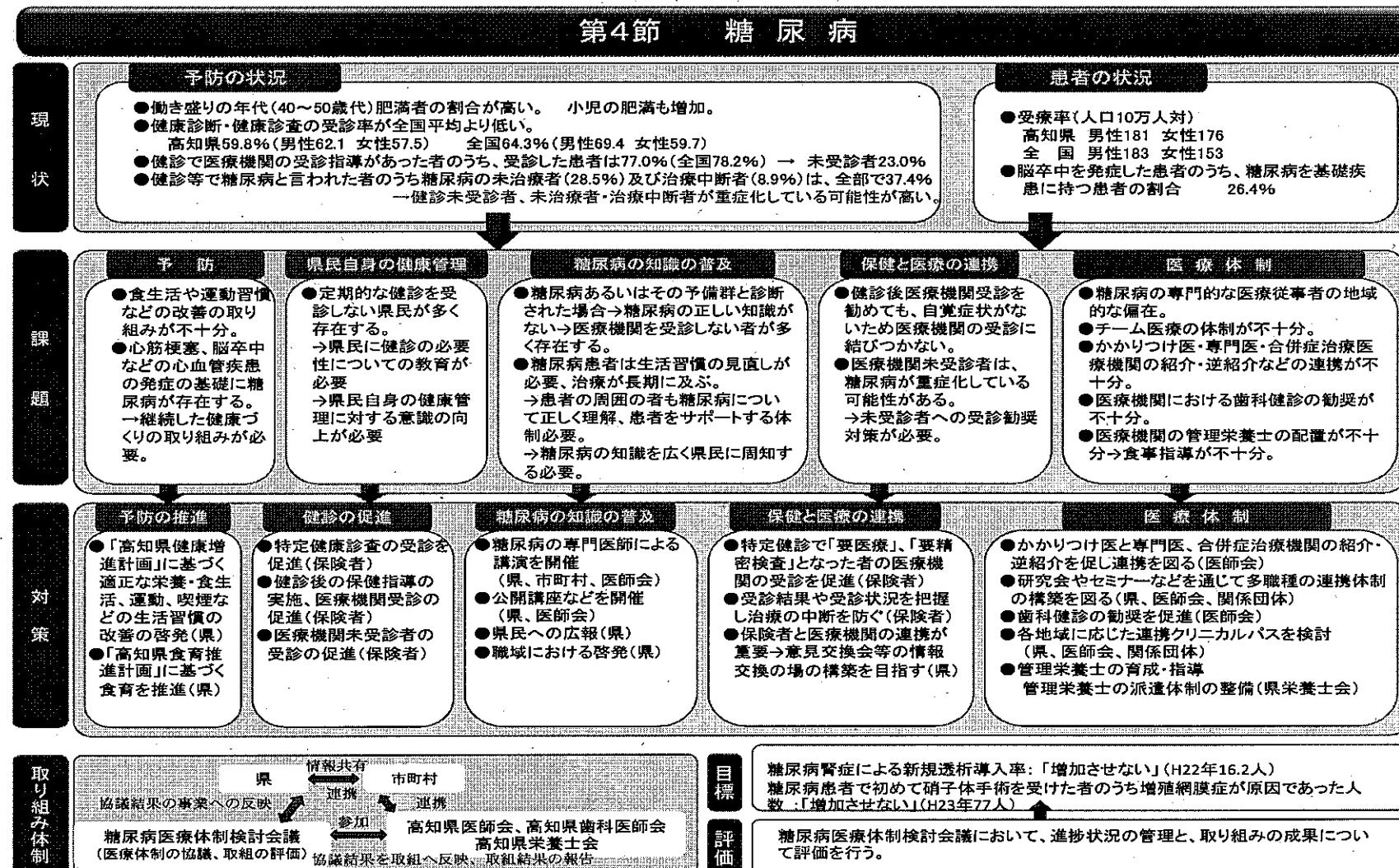
第2節 脳卒中



第3節 急性心筋梗塞



第4節 糖尿病



第5節 精神疾患



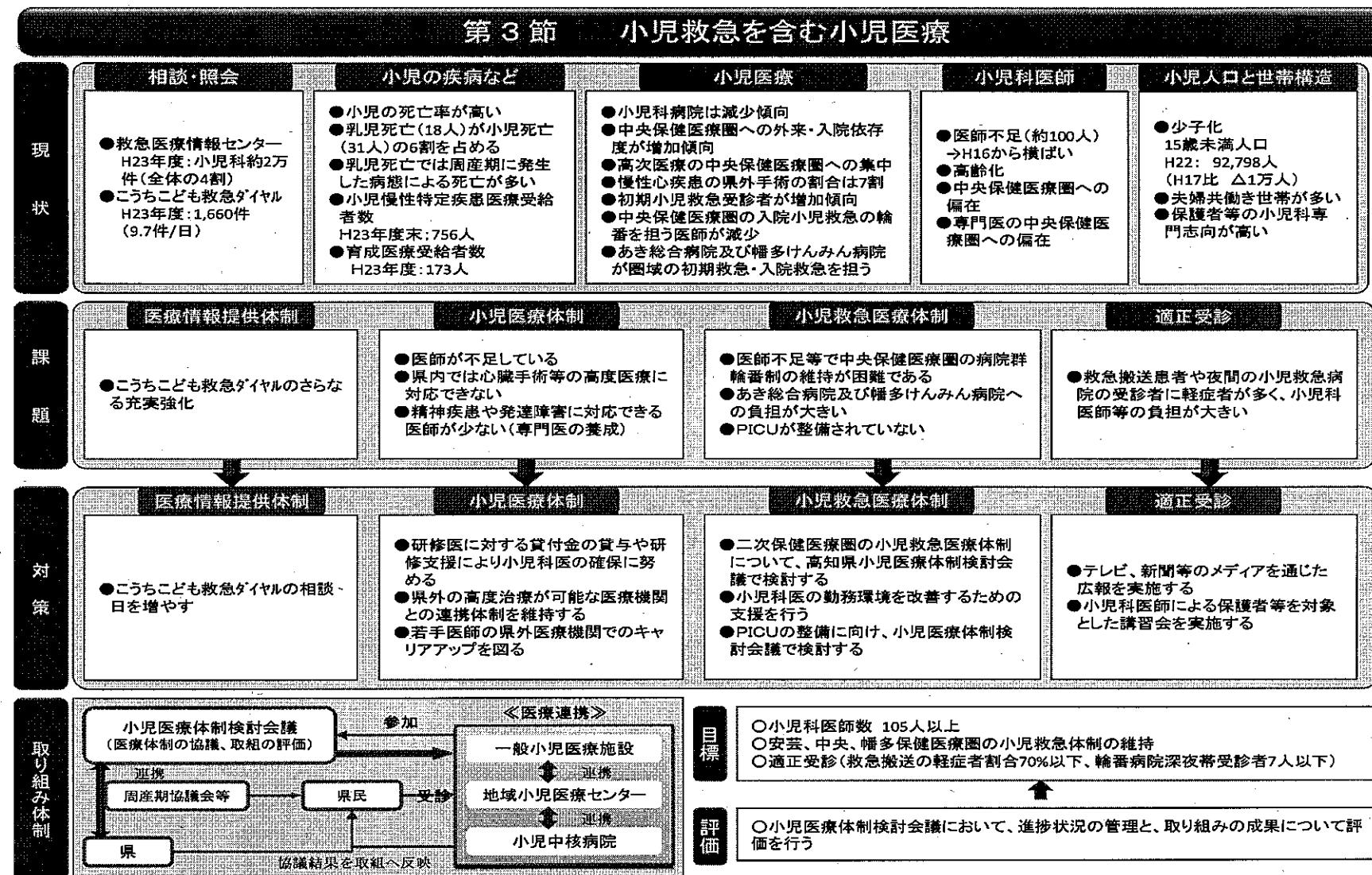
第7章 5事業（災害時の医療除く）及び在宅医療等の医療連携体制



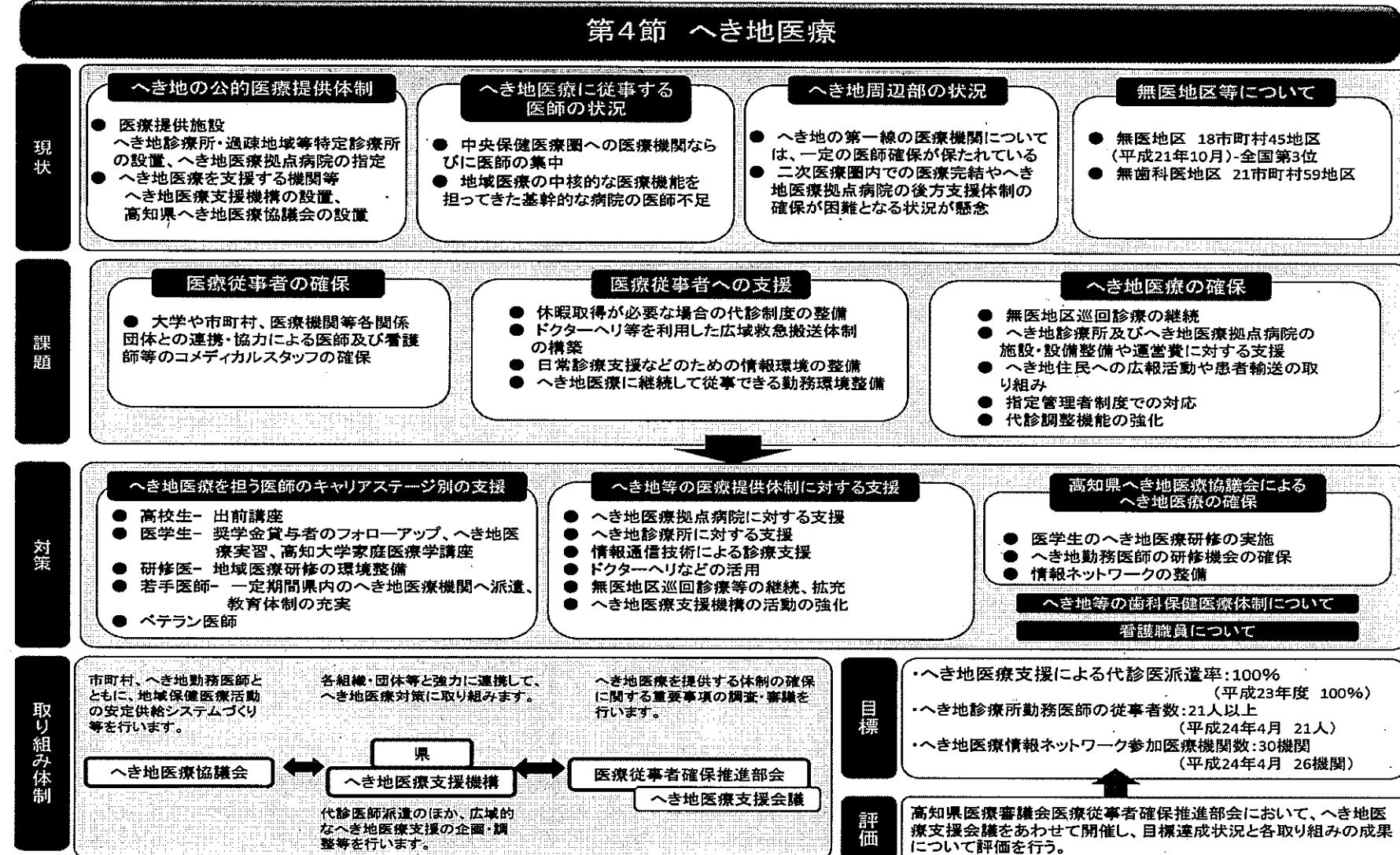
第2節 周産期医療

*会当日の配布

第3節 小児救急を含む小児医療



第4節 へき地医療



第5節 在宅医療

現状

退院支援

- ・退院調整加算届出医療機関 51か所
- ・退院前カンファレンスを実施している病院数 50か所
- ・他院の退院前カンファレンスに参加している医療機関 21か所

日常の療養支援

- ・在宅患者数 約3,000人、75歳以上が全体の85%以上、受診場所は自宅と施設等の割合がそれぞれ半数
- ・訪問診療実施医療機関 151か所 受入可能約3,700人
- ・在宅療養支援診療所数は全国の半分
- ・訪問看護ステーション数44か所、訪問看護ステーションの訪問サービス対象外地域6か所(旧市町村単位)
- ・訪問歯科診療所数 179か所 県内歯科診療所の約半数
- ・訪問薬剤管理指導が可能な薬局数 177か所 県内保険薬局の約半数

急変時の対応

- ・急変時受入可能病院・有床診療所 41か所
- ・県民が在宅医療を選択するうえで、病状急変時に入院できる、往診してもらえることに高いニーズがある
- ・24時間体制の対応が可能な訪問看護ステーション 32か所(72%)

看取り

- ・看取り実施医療機関 87か所
- ・ターミナル対応訪問看護ステーション 35か所
- ・在宅死亡率は全国平均より低い
在宅死者数・率 1,213人 12.4%
* 全国平均在宅死亡率 16.1%

将来推計:高知市では65歳以上の高齢者の増加が見込まれ(H22→H37 21.6%(17千人)増)、その他の地域ではほぼ横ばい

課題

退院支援

- ・在宅への円滑な移行に必要な情報の共有が必要
- ・短時間かつ質の高い退院前カンファレンスの運営方法の技術習得が必要
- ・入院医療機関と在宅地が離れた地域にある場合、患者情報の共有が困難

日常の療養支援

- ・地域により、訪問診療対応可能な患者数に余裕がない
- ・高知市以外の地域において、在宅医療の資源が少なく、在宅医療従事者の確保が困難
- ・訪問看護ステーションに地域偏在があり、訪問看護ステーションが訪問できない空白地帯あり
- ・小児の在宅医療は対象件数が少なく、地域を超えた対応が必要
- ・通院困難な在宅療養患者への歯科医療提供、副作用・服薬自己管理が不十分なことによる病状の悪化への対策
- ・急変時や看取りの対応について、事前に患者・家族があらかじめ相談して決めておくことが推奨される
- ・在宅療養患者の生活や介護を担う家族の負担軽減のための介護支援が必要

急変時の対応

- ・自院のみでは24時間対応が難しい医師一名体制の診療所などが、連携により24時間対応できる体制づくりが必要だが、急変時受入を行う医療機関が少ない
- ・従業員数の少ない訪問看護ステーションは24時間対応への負担がある
- ・在宅を担う医師(歯科医師)や訪問看護師、薬剤師等が連携して対応することが求められる

看取り

- ・患者や家族に対して在宅で受けられる医療・介護、看取りに関する適切な情報提供が必要
- ・施設施設における看取りについて、施設職員等への情報提供等必要に応じた支援が必要

対策

退院支援

- ・「顔の見える関係」づくりのため、地域の多職種による研修活動の実施
- ・質の高い退院支援を行なうための、先行地域の実例を他地域でも実施できるような情報提供や人材育成の実施
- ・情報システムを利用した情報共有の検討

日常の療養支援

- ・訪問診療可能な医療機関数の増加方策の検討
- ・訪問看護ステーションの訪問対象範囲の拡大方策の検討、医療機関からの訪問看護を増加させるために教育支援の実施
- ・訪問歯科や訪問薬剤指導により、在宅療養患者への定期的な口腔検査や薬の副作用チェック、服薬状況の改善支援
- ・自己以外の職種の専門性への理解を深め、多職種が互いの専門性を発揮した医療・介護を実施
- ・在宅療養患者や家族へ在宅医療への理解を深め、急変時・看取りの対応ができるよう啓発活動
- ・在宅で療養するうえで必要な介護資源の把握と医療・介護の連携、必要な介護資源の確保策の検討

急変時の対応

- ・在宅医療の具体的な姿を検討し、グループ化を推進する
- ・急変時受入可能医療機関や24時間対応可能な訪問看護ステーションの充実を図る

看取り

- ・患者や家族が看取りに関して理解し自己選択が可能となるよう啓発や情報提供を行う

中心的役割

- ・積極的役割を担う医療機関(推進機能):在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
- ・必要な連携を担う拠点(調整機能):高知市保健所・県各福祉保健所

(調整中案)

- ・退院前カンファレンスを実施している医療機関数 50(H24)→67(H29)
- ・訪問診療可能な医療機関数の増 151(H24)→170(H29)
- ・急変時に受入可能な病院・有床診療所数の増 41(H24)→46(H29)

評価:在宅医療体制検討会議で評価

第6節
歯科保健医療

- 「高知県歯と口の健康づくり基本計画」に基づき、むし歯予防対策、歯周病予防対策、高齢者等の歯科保健対策を柱に、年代・対象別（妊娠期・胎児期、乳幼児から学齢期、成人、高齢者、障害児（者）、要介護者、へき地、災害時）に取り組む。
 - （目標）・かかりつけ歯科医をもつ人を増やす
 - ・訪問歯科診療が可能な歯科医院を増やす

第7節
臓器等移植

- 臓器移植
 - ・県民への正しい知識の普及（街頭キャンペーン、講演会等）
 - ・医療関係者に臓器移植の普及啓発活動などを行う院内コーディネーターの資質向上のための研修会を開催する。
- 骨髄移植・末梢血幹細胞移植：県民への普及啓発、ドナー登録について広報活動や登録会の開催
- 血液確保：献血の知識・意識の向上を目指す。
血液製剤の使用量が全国平均以上 → 適正使用の取り組みの推進

第8節
難病

- 難病患者とその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、質の高い医療提供と相談支援体制の構築を図る。
- 医療費の助成
 - 難病医療専門員や難病相談・支援センターによる医療機関等との連絡調整や情報提供
 - 家族の介護負担軽減のための一時入院病床の確保
 - 福祉保健所による訪問相談・訪問指導（診療）の継続

第8章 健康危機管理体制

第1節
総合的な
健康危機管理対策

- 新たな感染症や毒劇物汚染、放射能被ばくなどの健康危機管理事象に対応し、関係機関が連携し迅速に対応する体制の整備
 - ・健康政策部健康危機管理基本方針（健康被害の発生防止・拡大防止に関する部の基本的な対応を定めたもの）や健康危機管理マニュアル（「危機管理調整会議」を設置し、福祉保健所等の業務に関するマニュアル）の策定

第2節 災害時における医療



第3節
感染症

●感染症対策（インフルエンザ等）：発生や流行情報を収集・分析し、インターネット等を通じた情報提供を実施

- ・一類感染症等の患者の大量発生に備えた医療提供体制の強化
- ・感染症及び予防接種に関する正しい知識の普及啓発

●結核対策：「結核予防計画」に基づき取り組む

●新型インフルエンザ対策：「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき取り組む

●肝炎対策：ウイルス性肝炎検査・相談体制の数年間の継続、肝疾患専門医療機関の追加指定など医療提供体制の強化

第4節
医薬品等の適正使用

●医薬品等の適正使用対策

製造・流通・販売の各段階における医薬品等の品質・安全性の確保や、県民への医薬品等の正しい知識の普及・啓発の実施

●毒物劇物による危害防止対策

保管取り扱い上の基準、譲渡手続き等、法令の順守について指導を徹底するとともに、南海地震等の災害に備えた対応策の検討について指導

●麻薬、覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策

麻薬等の適正管理・使用の徹底や、地域に根差した薬物乱用防止活動の推進、薬物相談窓口等相談体制の充実強化などの実施

第9章 計画の評価と進行管理

〈進行管理・評価体制図〉

